

第三者行為(交通事故等)に関する提出書類

医療機関(病院)での受診

第三者行為(交通事故等)に起因する医療費は、本来加害者が賠償すべきものであるため、原則として国民健康保険の給付はできません。しかし緊急の場合など、国民健康保険証を使用して受診する場合は、下記の書類の提出を条件に保険給付を認めます。

書類を提出されない場合、保険給付を取り消し、給付額全額を返還していただくことになります。

また、示談されますと、加害者に対する損害賠償請求権が消滅してしまうため、被保険者に保険給付費分を求償させていただく場合があります。

提出書類

チェック欄

- 第三者行為傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 第三者行為・自損事故 保険給付承認申請書
- 交通事故証明書(原本)

→『自動車安全運転センター』で入手してください。

- 『人身事故証明書入手不能理由書』

(※事故が人身事故扱いにされなかった場合で人身障害があった場合にのみ必要です。)

- 診断書

→『医療機関』で入手してください。

提出先

〒201-0003 狛江市和泉本町 1-1-5
狛江市市民部保険年金課
国民健康保険係 第三者行為担当
TEL 03-3430-1111 内線 2281, 2282, 2289